

### 【ポイント】

- 本15日、スリランカ保健省からの通知にもとづき、本日以降スリランカを発着するすべてのフライトに搭乗する際、搭乗前の72時間以内に指定の病院で発行されたPCR検査の陰性証明の提示が必要になりました。ご帰国を予定されている方は、今後の成田行き直行便（UL454）の運航状況も含め、詳細を事前にスリランカ航空や旅行代理店へご確認ください。
- 引き続きスリランカ当局が発表する最新情報の収集、定期的な手洗い・手指の消毒を行うとともに、外出時にはマスクを着用し、ソーシャル・ディスタンス（社会的距離）を保つなどの感染症対策に努めてください。

### 【本文】

1 スリランカ保健省からの通知にもとづき、スリランカを発着するフライトに搭乗するすべての乗客は、搭乗前の72時間以内に受検したPCR検査の陰性証明（英語）の提示が必要になりました。これに関し、当地スリランカ航空に照会したところ、同通知は、本15日から有効であり、コロンボ発成田行直行便（UL454）についても適用されると回答がありました。なお、当地における指定病院は、以下が提示されていますが、今後の運航状況も含め、詳細はスリランカ航空または旅行代理店にご照会ください。（他の帰国オプションであるカタール航空やエミレーツ航空では、航空会社の措置として、すでに搭乗前のPCR検査陰性証明の提示が義務づけられています。）

#### （1）当地における指定病院

Nawaloka Hospital Laboratories/Durdens Hospital Laboratories/Asiri  
Laboratories/Lanka Hospital Laboratories

\*日本においては、現時点で指定病院はありません。ただし、引き続き、スリランカ行きの商業旅客機の受け入れ業務は停止中です。

#### （2）スリランカ航空（Sri Lanka Global Contact Center）

電話番号：0117771979、0197331979 or 1979（スリランカ国内からかける場合）

[https://www.srilankan.com/en\\_uk/flying-with-us/contact-us](https://www.srilankan.com/en_uk/flying-with-us/contact-us)

#### （3）日本入国時の注意事項

スリランカから日本に入国する際は、引き続き、入国後に14日間の検疫所長が指定する場所（自宅等）での待機や公共交通機関を使わず移動することが要請されることとなります（ただし、日本到着時のPCR検査はなし。）。その他、詳細は以下の厚生労働省ウェブサイト

トをご確認ください。

厚生労働省：「水際対策の抜本的強化についてこれから海外から日本へ来られる方へ」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00098.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html)

2 当地の在留邦人の皆様及び当地を訪問中の邦人の皆様におかれましては、引き続き、こまめな手洗い・手指の消毒をし、他人と会話をする時などはマスクを着用し、ソーシャル・ディスタンス（社会的距離）を保ち、自宅やオフィスでの定期的な換気などを行ってください。また、規則正しい生活や十分な睡眠をとるなど自己の健康管理に努め、正しい知識に基づいた感染症対策を行い、自己のみならず、他人に感染させないような行動を心がけてください。

【参考】官邸ホームページ

「新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～」

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

【当館新型コロナ関連リンク】

過去の当館からの領事メールや新型コロナウイルス感染症関連情報を確認する場合は、以下のウェブサイトからご利用いただけます。

[https://www.lk.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/00\\_000915.html](https://www.lk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000915.html)

○問い合わせ先

在スリランカ日本国大使館

電話：(国番号94) 11-269-3831

このメールは、在留届にて届け出のあったメールアドレス及び「たびレジ」登録者に配信しています。

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きをしてください。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国・移転した方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>